

後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の経過措置

後期高齢者医療制度が創設されたことによって、国民健康保険に加入する人の保険税が急に増えることがないよう、下記の経過措置があります。

所得の低い人の保険税の軽減について

国保から後期高齢者医療制度に移行した人がいる場合、その人の所得を含めて軽減判定を行います。

保険税の軽減を受けている世帯で、国保被保険者から後期高齢者医療制度に移行した人がいるとき、世帯構成や収入状況が変わらなければ、国民健康保険に残った人の保険税は、移行前と同様の軽減を受けることができます。

保険税の平等割の軽減について

同じ世帯で、国保被保険者から後期高齢者医療制度に移行した人がいて、その結果、国保被保険者が1人となったときは、国保に残った人の保険税のうち、医療給付費分及び後期高齢者支援金分の平等割額が5年間半額となり、その後の3年間は、平等割額の4分の1の額を減額します。

被用者保険の被扶養者であった人の減免制度があります

被用者保険（全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合など）の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者（65歳以上75歳未満）が新たに国民健康保険に加入する場合、申請いただくことにより、次のとおり、保険税の減免を受けることができます。

- 1 所得割額の全額（当面の間）
- 2 均等割額の2分の1（資格取得日から24か月まで）
- 3 平等割額の2分の1（資格取得日から24か月まで）
3については65歳以上の被扶養者のみの世帯に限る

注意：2と3については、7割・5割軽減に該当する世帯は除きます。
また、2割軽減に該当する世帯は、さらに3割を軽減し、合計することで2分の1とします。